

一般廃棄物処理施設の維持管理に関する計画

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律 施行規則 第4条の5」

同法第9条の3第5項の規定による焼却施設の維持管理の技術上の基準は、次のとおり計画する。

項目	基準	計画
一	施設へのごみの投入は、当該施設の処理能力を超えないように行うこと。	自動燃焼制御装置（ACC）により給じん装置や各ストーカー速度を制御することで焼却炉へのごみの投入量が処理能力を超えないようにします。
二	焼却施設（ガス化改質方式の焼却設備及び電気炉等を用いた焼却設備を除く。）にあっては、次のとおりとする。	
イ	ピット・クレーン方式によって燃焼室にごみを投入する場合には、常時、ごみを均一に混合すること。	ごみクレーンによりピット内を攪拌し、ごみ質の均一化を図ります。
ロ	燃焼室へのごみの投入は、外気と遮断した状態で、定量ずつ連続的に行うこと。ただし、施行規則第4条第1項第7号イの環境大臣が定める焼却施設にあっては、この限りでない。	焼却ごみホップにごみクレーンで投入されたごみにより、燃焼室と外気を遮断します。燃焼室へのごみの供給は、給じん装置により、定量ずつ連続的にごみを燃焼室内へ供給します。
ハ	燃焼室中の燃焼ガスの温度を摂氏800度以上に保つこと。	自動燃焼制御装置により、燃焼室出口温度を850℃以上に維持します。また、燃焼室内の温度低下時には、助燃バーナ及び再燃バーナを使用し、燃焼室内温度を保持します。
ニ	焼却灰の熱灼減量が10%以下になるよう燃焼すること。ただし、焼却灰を生活環境の保全上支障が生ずるおそれのないよう使用する場合にあっては、この限りでない。	焼却灰の熱灼減量が5%以下になるよう焼却します。
ホ	運転を開始する場合には、助燃装置を作動させる等により、炉温を速やかに上昇させること。	運転を開始する場合には、助燃バーナ及び再燃バーナにより速やか昇温します。
ヘ	運転を停止する場合には、助燃装置を作動させる等により、炉温を高温に保ち、ごみを燃焼し尽くすこと。	運転を停止する場合には、炉内燃焼状況をモニターで確認しながら助燃バーナを作動させ、炉内のごみが燃え尽きるまで燃焼させます。
ト	燃焼室中の燃焼ガスの温度を連続的に測定し、かつ、記録すること。	燃焼室内の燃焼ガス温度を連続的に測定し、記録します。
チ	集じん器に流入する燃焼ガスの温度をおおむね摂氏200度以下に冷却すること。ただし、集じん器内で燃焼ガス温度を速やかにおおむね摂氏200度以下に冷却することができる場合にあっては、この限りでない。	ガス冷却室、燃焼用空気予熱器及び温水用空気加熱器、排ガス冷却用送風機によりろ過式集じん器入口温度を、200℃以下に冷却します。
リ	集じん器に流入する燃焼ガスの温度（チのただし書の場合にあっては、集じん器内で冷却された燃焼ガスの温度）を連続的に測定し、かつ、記録すること。	ろ過式集じん器入口温度を連続的に測定し、記録します。

ヌ	冷却設備及び排ガス処理設備にたい積したばいじんを除去すること。	燃焼用空気予熱器及び温水用空気加熱器にはダスト掻取装置を設置し、プレート間に付着したダストを自動で除去します。ろ過式集じん器にたい積したばいじんは、パルスジェット方式により自動で除去します。ガス冷却室については補修整備時に、状況に応じてばいじんの除去作業を行います。
ル	煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度が100万分の100以下となるようごみを焼却すること。ただし、煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の発生抑制のための燃焼に係る維持管理の指標として一酸化炭素の濃度を用いることが適当でないものとして環境大臣が定める焼却施設であって、当該排ガス中のダイオキシン類の濃度を、3月に1回以上測定し、かつ、記録するものにあつては、この限りではない。	自動制御燃焼装置により、排ガス中CO濃度を4時間平均値にて30ppm以下となるようごみを焼却します。
ヲ	煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度を連続的に測定し、かつ、記録すること。	煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度を連続的に測定する分析計を設置し、記録します。
ワ	煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度が別表第二の上欄に掲げる燃焼室の処理能力に応じて同表の下欄定める濃度以下となるようごみを焼却すること。	自動燃焼制御装置及び排ガス処理設備により、煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類濃度を0.1ng-TEQ/m ³ N以下（乾きガス基準O ₂ =12%換算値）となるようごみを焼却します。
カ	煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類を毎年1回以上、ばい煙量又はばい煙濃度（硫黄酸化物、ばいじん、塩化水素及び窒素酸化物に係るものに限る。）を6ヶ月に1回以上測定し、かつ、記録すること。	ダイオキシン類濃度、ばい煙濃度（ばいじん、塩化水素、硫黄酸化物、窒素酸化物）の両方について、年2回以上測定し、記録します。
ヨ	排出ガスによる生活環境保全上の支障が生じないようにすること。	消石灰及び活性炭の煙道吹込みによる有害ガス除去設備、ろ過式集じん装置を設置することで、適正な排ガス処理を行います。
レ	ばいじんを焼却灰と分離して排出し、貯留すること。ただし、施行規則第四条第一項第七号チのただし書の場合にあつては、この限りでない。	ろ過式集じん器で捕集されたダストは、ばいじんとして飛灰貯留槽にて貯留します。
ネ	ばいじん又は焼却灰のセメント固化処理又は薬剤処理を行う場合にあつては、ばいじん又は焼却灰、セメント又は薬剤及び水を均一に混合すること。	飛灰処理装置（混練機）を設置し、ばいじん・薬剤及び水を均一に混合します。
フ	火災の発生を防止するために必要な措置を講じるとともに、消火器その他の消火設備を備えること。	法令に準じて火災検知器、消火器等の消火設備を設置し、火災の発生を防止します。

十	ごみの飛散及び悪臭の発散を防止するために必要な措置を講じること。	施設建屋内のごみピットにごみを貯留し、施設稼働時にごみピット内空気を燃焼用空気として用い、ごみピット内に浮遊する粉じんの飛散を防止します。また、脱臭装置を常時稼働させることで、ピット内臭気に加え、メタンガス化設備・排水処理設備臭気発散を防止します。プラットホーム出入口にはエアーカーテンを設けて臭気の遮断を図ります。
十一	蚊・はえ等の発生の防止に努め、構内の清潔を保持すること。	発生源となるごみピットを密閉構造とすることで、蚊、はえ等が外部へ飛散しない構造としている他、万一発生した場合を考慮して防虫剤を散布できるようにしています。
十二	著しい騒音及び振動の発生による周囲の生活環境保全上の支障が生じないものとする。	著しい騒音及び振動を伴う機器については、防音対策・振動対策を実施し、周囲の生活環境を損なわないものとします。
十三	施設から排水を放流する場合は、その水質を生活環境保全上の支障が生じないものとする。	生活排水及びプラント排水は放流せず、場内で再利用します。敷地内雨水は、敷地内雨水排水設備を経て敷地外へ放流します。
十四	前各号のほか、施設の機能を維持するために必要な措置を講じ、定期的に機能検査並びにばい煙及び水質に関する検査を行うこと。	日常点検、定期的に補修整備を実施し、設備機能の保持に努めます。ばい煙については定期的な測定を実施します。
十五	市町村は、その設置に係る施設の維持管理を自ら行うこと。	施設の維持管理は運営委託を行い、宮津与謝環境組合の指揮・監督のもとタクマ・タクマテクノス特定共同企業体にて行います。
十六	施設の維持管理に関する点検、検査その他の措置の記録を作成し、三年間保存すること。	補修点検・補修整備等で得た各機器計測データ、運転データ等を記録し、三年間保存します。

※ 該当しない項目は省略